



佐賀県公報

平成19年
8月6日
(月曜日)
第12939号

目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (四一二・地域福祉課) 一
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (四一三・") 一
- 生活保護法に基づく施術機関の指定 (四一四・") 二
- 公有水面埋立てに関する工事の竣工認可 (四一五・河川砂防課) 二
- 道路の区域の変更 (四一六・道路課) 三
- 道路の供用開始 (四一七・") 三
- " (四一八・") 四
- 字の区域の変更 (四一九・市町村課) 四

○ 告 示

●佐賀県告示第四百十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成十九年八月六日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
小田倉内科小児科	唐津市大名小路三〇八番八	平成一九・七・一
浦齒科医院	佐賀市兵庫南四丁目三一八番地	平成一八・九・一
医療法人健・美・食村 田齒科医院唐津	唐津市鏡一八七〇番地一	平成一九・六・八
みやき歯科クリニック	三養基郡みやき町大字原古賀三九四番地	平成一九・六・一

らいふ薬局高木瀬店	佐賀市高木瀬東二丁目四番八号	平成一九・五・一
らいふ薬局木原店	佐賀市木原二丁目一七番一〇号	"
らいふ薬局兵庫店	佐賀市巨勢町大字修理田一二二六番地四	"
らいふ薬局唐津東町店	唐津市東町一九番八号	"
中央薬局嬉野店	嬉野市嬉野町大字下宿乙二二八七番地四	平成一九・六・二

●佐賀県告示第四百十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十九年八月六日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
小田倉内科小児科医院	唐津市大名小路三〇八番六	平成一九・七・二
医療法人浦齒科医院	佐賀市兵庫南四丁目一番二九号	平成一八・九・一
阿部齒科医院	佐賀市兵庫南三丁目一四番一八号サン ジュール兵庫南一〇二	平成一九・七・二
イターナル歯科クリニック	佐賀市白山一丁目七番三一号	"
ゆめ咲歯科クリニック	佐賀市兵庫町大字藤木八二二番三	平成一九・七・六
さつきデンタルケア	鳥栖市蔵上二丁目一六四番地	平成一九・六・一
みやき歯科クリニック	三養基郡みやき町大字原古賀三九四番 地一	"
株式会社松尾薬局	伊万里市立花町二七四九番地四	平成一九・七・一七
パニーズ薬局	小城市三日月町久米一二九五番地二	平成一九・六・一
中央薬局嬉野店	嬉野市嬉野町大字下宿乙九〇六番地	平成一九・六・二

◎佐賀県告示第四百十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する機関として、次の施術機関を指定した。

平成十九年八月六日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
あいうら接骨院・鍼灸院	小城市三日月町金田一〇五六番地一	平成一九・七・一七
北村整骨院	佐賀郡川副町大字南里三六七番地八	平成一九・六・五
りぼん整骨院	三養基郡基山町大字宮浦二五九番地四三	平成一九・五・一三

◎佐賀県告示第四百十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣工を認可した。

平成十九年八月六日

佐賀県知事 古川 康

一 竣工認可年月日 平成十九年七月二十六日

二 免許を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

(一) 住所 唐津市西城内一番一号

(二) 名称 唐津市

(三) 代表者の氏名 唐津市長 坂井 俊之

三 埋立区域及び面積

(一) 位置

佐賀県唐津市肥前町大字杉野浦字水ノ浦一九〇番二、一九〇番三、一九〇番九及び一九一番三並びに大字湯野浦字羽鶴六七五番一及び六七六番一に隣接する道路の地先の公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑳の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(DLプラス二・七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 佐賀県唐津市肥前町大字杉野浦字沖口二六一番内の四等三角点

(北緯三三度二三分四二秒、東経一二九度五二分二七秒)から二

一六度一分五〇秒二八七・三一メートルの地点

②の地点 ①の地点から二二七度二〇分三〇秒三〇・一〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から二三一度三〇分五〇秒二六・三三メートルの地点

④の地点 ③の地点から二二七度五九分四〇秒一・七一メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二二二度二四分五〇秒一・八〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二一六度五四分五〇秒一・七七メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二一〇度一三分四〇秒一・七五メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二〇六度五一分三〇秒一・八四メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二〇二度四三分一〇秒一・八一メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から一九五度五一分五〇秒一・七五メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から一九一度二六分〇〇秒一・八三メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から一八七度一八分五〇秒一・七七メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から一七八度三〇分三〇秒三・五三メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から一六八度五六分三〇秒一・七八メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から一六四度一四分一〇秒三・五四メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から一五四度一六分一〇秒三・五三メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から一四六度二九分一〇秒一・八一メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から一三九度三五分二〇秒一・七四メートルの地点

⑳の地点 ⑱の地点から一三四度三二分五〇秒一・七九メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から一二七度一〇分三〇秒六・九六メートルの地点

- 唐津市
- 五 公有水面埋立法第二十二條第三項に規定する市町村名
- 四 埋立ての免許年月日及び番号
- (一) 免許年月日 平成十五年十月十六日
- (二) 番号 佐賀県指令十五河第十二号
- ②の地点 ②1の地点から一二五度一〇分五〇秒三・五一メートルの地点
 - ③の地点 ②2の地点から一二五度一〇分四〇秒三・五四メートルの地点
 - ④の地点 ②3の地点から一二三度五七分二〇秒六・九九メートルの地点
 - ⑤の地点 ②4の地点から一二三度二〇分三〇秒一五・七二メートルの地点
 - ⑥の地点 ②5の地点から一二六度五四分二〇秒二二・八〇メートルの地点
 - ⑦の地点 ②6の地点から一二三度二八分五〇秒四・二三メートルの地点
 - ⑧の地点 ②7の地点から一二〇度二七分四〇秒三・六一メートルの地点
 - ⑨の地点 ②8の地点から一一七度一分五〇秒三・五三メートルの地点
 - ⑩の地点 ②9の地点から一一四度四五分〇〇秒三・四九メートルの地点
 - ⑪の地点 ③0の地点から一一三度二九分三〇秒三・五三メートルの地点
 - ⑫の地点 ③1の地点から一一〇度二四分四〇秒三・六一メートルの地点
 - ⑬の地点 ③2の地点から一一〇度五五分四〇秒三・六〇メートルの地点
 - ⑭の地点 ③3の地点から一一〇度五五分四〇秒三・六〇メートルの地点
 - ⑮の地点 ③4の地点から一一〇度二九分三〇秒一・八〇メートルの地点
 - ⑯の地点 ③5の地点から九九度三八分二〇秒一二・六七メートルの地点
 - ⑰の地点 ③6の地点から一一〇度三三分〇〇秒五・三〇メートルの地点
 - ⑱の地点 ③7の地点から一一〇度二七分二〇秒一・七七メートルの地点
 - ⑲の地点 ③8の地点から一〇八度二一分〇〇秒五・三二メートルの地点
 - ⑳の地点 ③9の地点から一一四度三〇分〇〇秒七・一〇メートルの地点
 - ㉑の地点 ④0の地点から一一一度四〇分五〇秒五・三一メートルの地点
 - ㉒の地点 ④1の地点から一二四度四四分五〇秒一〇・二九メートルの地点
- (三) 面積 八四三・一四平方メートル

●佐賀県告示第四百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年八月六日から平成十九年九月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	変更前後の別	幅員(メートル) 延長(メートル)	
一般国道 四九八号	前	一九・七 九・八	二二二・五
	後	一九・七 九・六	二二二・六

●佐賀県告示第四百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年八月六日から平成十九年九月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四九八号	武雄市若木町大字川古字荒川原五八〇三番一地从先から 武雄市若木町大字川古字荒川原五七六四番地先まで	平成一九・八・六

◎佐賀県告示第四百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年八月六日から平成十九年九月五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六四号	佐賀市八丁畷町一八番一地从先から 佐賀市神野東一丁目八〇番三地从先まで	平成一九・八・六

◎佐賀県告示第四百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、佐賀市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同市長から届出があった。

右の処分は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十九年八月六日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
三瀬村杠字詰ノ瀬	三瀬村藤原字大谷三九六〇一及びこれに伴う道路の区域

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年八月六日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社 古川総合印刷